

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者施設介護・訓練等給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	平田 直子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者施設介護・訓練等給付費（56-06-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかつたり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。 進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。 				
対象者等	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者				
内容	<p>【支援の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立訓練 … 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。 就労移行支援 … 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。 就労継続支援 … 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。 施設入所支援 … 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。 療養介護 … 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。 生活介護 … 常時介護が必要な方に、昼間に食事や入浴、排せつ等のサービスを提供する。 <p>【障害者自立支援法経過措置】（旧法施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者更生施設（更生に必要な訓練等） 身体障害者療護施設（治療及び養護） 知的障害者授産施設（就労に必要な訓練等） 身体障害者授産施設（就労に必要な訓練等） 知的障害者更生施設（日常生活訓練等） 				
経過	昭和49年 4月 措置制度による施設措置開始 平成15年 4月 支援費制度（施設訓練等支援費）開始 措置から契約へ 平成18年 4月 障害者自立支援法による利用者負担改定、食費等実費負担導入 平成18年10月 障害者自立支援法全面施行 新体系施設開始 平成23年 3月 施設新体系移行経過措置終了予定				
必要性	在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【審査・決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	544,572	498,562	590,410	628,213	640,240	608,513	797,916	
決算額（20年度は見込み）	542,695	469,531	574,260	623,615	535,841	557,180	797,916	
人件費				2,499	3,843			
【事務分担量】（%）				29	45			
合計（+）	542,695	469,531	574,260	626,114	539,684	557,180	797,916	
国（特定財源）	238,678	234,297	271,312	323,557	211,404	281,347	397,763	
都（特定財源）	6,613	2,880	3,128	1,303	71,030	135,064	200,076	
その他（特定財源）	46,430	588	10	0	0	0	0	
一般財源	250,974	231,766	299,810	301,254	257,250	140,769	200,077	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	療養介護対象者数	-	2	2	2	1	1	1
	施設入所者数	128	133	141	138	139	135	134
	施設通所者数	47	51	117	119	125	129	128

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設訓練等支援費	535,841	施設訓練等支援費	557,180	施設訓練等支援費	797,916

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	療養機関入所者数	2	1	1	1	-	平成20年度は6月末日現在
	施設入所者数（療護除く）	136	139	135	134	-	平成20年度は6月末日現在
	施設通所者数	118	125	129	128	-	平成20年度は6月末日現在

（問題点・課題）	<p>・作業所から新体系施設への移行状況にそった予算措置が必要となる。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各作業所等の新体系施設への移行状況の確認。	補助金から介護報酬への移行円滑化。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	デイサービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	平田 直子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	デイサービス事業費（56-09-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	15年度	根拠法令等	障害者自立支援法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるようにする。また、近年においては就学児の放課後の活動場所となる。				
対象者等	障がい者、およびそれに順ずる児童。				
内容	<p>【実施内容】 障害者自立支援法による児童デイサービスとして実施。障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、ならびに集団生活への適応訓練を行う</p> <p>【利用方法】 申請 決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担支払</p> <p>【利用者負担】 利用額総額の3%</p> <p>【費用支払】 区へ指定事業者の登録申請 区による指定 利用者と契約・サービス提供 利用者負担受領 地域活動支援費（利用者負担差引額）を区へ請求・受領</p>				
経過	<p>平成15年 4月 支援費制度開始</p> <p>平成18年 4月 利用者負担改定</p> <p>平成18年10月 荒川区障害者地域活動支援支給事業実施</p> <p>平成20年 4月 地域活動支援については、障がい者地域活動支援事業へ事務移管</p>				
必要性	心身障がい者の自立や社会参加を促進し、介護者の支援や日常生活における質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営</p> <p>【サービス提供】指定居宅支援事業者及び地域活動支援事業者が実施する</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額		37,901	30,534	17,327	17,096	18,116	18,412	
決算額（20年度は見込み）		37,318	26,689	12,962	17,096	18,115	18,412	
人件費				862	1,281	854		
【事務分担量】（%）				10	15	10		
合計（+）	0	37,318	26,689	13,824	18,377	18,969	18,412	
国（特定財源）		19,337	13,318	6,649	8,548	8,419	9,205	
都（特定財源）		9,667	6,698	3,328	4,274	4,209	4,603	
その他（特定財源）								
一般財源	0	8,314	6,673	3,847	5,555	6,341	4,604	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	認定者数（人）		127	195	125	119		
	利用回数（回）		1,315	7,444	4,386	3,636		

19年度までは身体・知的・児童の合計

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	身体デイ	225	児童デイ	17,528	児童デイ	18,412
		知的デイ	1,320	知的障がい者デイ	587		
		児童デイ	13,018	地域活動支援センター型			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	身体デイ年間利用回数	681	366	-	-	-	-
	知的デイ年間利用回数	27	175	229	-	-	-
	児童デイ年間利用回数	3,678	3,095	3,480	455	-	20年度は6月末現在

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホーム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美	
		担当者名	平田 直子	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	グループホーム事業費 (56-09-50-01)					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区知的障害者グループホーム入居者援護事業運営要綱		
終期設定	有 無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]				
目的	障がい者の地域における自立生活を支援するため、生活の場である共同生活住居に入居している者に対し、日常生活における支援及び指導を行う。					
対象者等	【共同生活援助（グループホーム）】 ・就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者。					
	【共同生活介護（ケアホーム）】 ・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者。 ・障害程度区分2以上の者					
内容	【サービス内容】	障害福祉サービスにおける共同生活援助、共同生活介護 就労中等の障がい者の日常生活（食事等）の支援又は介護を行い生活の場を提供する				
	【利用者負担】	障害福祉サービス費（1割負担）、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費				
内容	【知的障がい者】	家賃助成制度があり、所得に応じて利用者へ助成 所得月額73,000円未満の場合 … 全額助成（月額24,000円を限度） 所得月額73,000円以上97,000円未満の場合 … 半額助成（月額12,000円を限度）				
	【精神障がい者】	施設借上費 入居者1室あたり月額69,800円を限度に事業者へ助成 荒川区内のグループホームおよびケアホームを記載（平成19年6月現在）				
		知的障がい者施設	グループホーム入所人数	ケアホーム入所人数	精神障がい者施設	グループホーム入所人数
		ピアホーム	3		ホームとらむ	4
		町屋生活寮	3	2	ふるさとホーム荒川第2	3
		瀬口寮	0	0	ふるさとホーム荒川第5	7
		東日暮里ハイツ	1	5		
		東日暮里イルカ寮	1			
		東日暮里かつお寮	1	1		
		東日暮里さんま寮	1	1		
経過	平成14年度まで 都及び区においては国の措置制度の単価に上乗せ（1月分89,000円） 平成14年12月 重度生活寮東日暮里ハイツにより重度単価214,700円適用 平成15年4月 区立障害者GH（ピアホーム）及び東日暮里ハイツが法内GHとなり支援費制度対象となる 平成15年度以降 支援費制度により、「契約制度」へ移行し、都の単価93,700円に引き上げ 平成18年4月 障害者自立支援法に移行、単価が日額化となる 平成19年4月 精神障がい者グループホーム事業を統合					
必要性	障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】直営 【支払（一部）】東京都国民健康保険団体連合会					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	予算額	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	39,981	43,655	49,298	52,345	89,264	71,985	99,104	
	決算額（20年度は見込み）	32,844	43,655	48,100	52,213	74,368	97,754	99,104
	人件費				1,724	1,708	1,708	
	【事務分担量】（%）				20	20	20	
	合計（+）	32,844	43,655	48,100	53,937	76,076	99,462	99,104
	国（特定財源）	4,908	11,621	12,547	13,956	16,173	20,626	24,885
	都（特定財源）	907	6,894	7,720	8,556	22,696	14,358	12,442
	その他（特定財源）							
一般財源	27,029	25,140	27,833	31,425	37,207	64,478	61,777	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	利用者数	33	40	40	37	56	62	64
	家賃助成対象者数		5	14	16	17	25	25

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	扶助費	グループホーム・ケアホーム	51,036	グループホーム・ケアホーム	90,185	グループホーム・ケアホーム	49,770
		都型・区型グループホーム	2,911	区型グループホーム	2,136	都加算	41,680
		家賃助成	3,810	家賃助成	5,433	家賃助成	4,032
						区型グループホーム	2,136
						精神施設借上費	540
		負担金補助及び交付金	精神グループホーム	16,611			新規入所者分

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値	
標	利用者数	37	56	62	64	72	平成20年度は6月末現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>国の施策において、施設から地域生活へが今後の流れとなり、施設退所後の受け皿としてグループホームがますます必要となってくる</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
施設入所者における地域生活移行予定者数の把握	グループホームのおよびケアホーム必要数の把握ができる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	生活の拠点として必要性が高い

議（要旨）	<p>議（要旨）</p>
-------	--------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	短期入所事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美																				
		担当者名	平田 直子	内線	2683																				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害児者短期入所事業（56-09-40-01）																								
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業																					
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠																						
終期設定	有 無	年度	法令等																						
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																							
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																							
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																							
目的	在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、介護給付費の指定短期入所施設を利用し、一時的に心身障がい者（児）を保護する。																								
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる児童も対象とする。																								
内容	<p>【実施内容】 障害者自立支援法介護給付短期入所事業として実施。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）施設で、入浴・排せつ・食事等の介護を行う</p> <p>【利用方法】 申請 決定 受給者証交付 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担額支払</p> <p>【利用者負担】 障害福祉サービス費（1割）だが、区の独自軽減策により3%負担（3年間）ただし、上限額15,000円・24,600円・37,200円の場合は3%の積上げで半額まで</p> <p>【利用者数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成16年度</td> <td>知的22人（2,922日）</td> <td>児童 3人（250.25日）</td> <td>身体2人（8日）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>知的26人（3,059日）</td> <td>児童16人（366.75日）</td> <td>身体2人（96日）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>知的26人（2,609日）</td> <td>児童16人（853日）</td> <td>身体1人（49日）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>知的31人（3,105日）</td> <td>児童14人（454日）</td> <td>身体3人（170日）</td> <td>精神1人（9日）</td> </tr> </table>					平成16年度	知的22人（2,922日）	児童 3人（250.25日）	身体2人（8日）		平成17年度	知的26人（3,059日）	児童16人（366.75日）	身体2人（96日）		平成18年度	知的26人（2,609日）	児童16人（853日）	身体1人（49日）		平成19年度	知的31人（3,105日）	児童14人（454日）	身体3人（170日）	精神1人（9日）
平成16年度	知的22人（2,922日）	児童 3人（250.25日）	身体2人（8日）																						
平成17年度	知的26人（3,059日）	児童16人（366.75日）	身体2人（96日）																						
平成18年度	知的26人（2,609日）	児童16人（853日）	身体1人（49日）																						
平成19年度	知的31人（3,105日）	児童14人（454日）	身体3人（170日）	精神1人（9日）																					
経過	<p>平成14年度まで 身体障がい者及び知的障がい者については、区（福祉事務所）に申請し、都心障センターで利用調整していた。児童については、児童相談所に直接申請し、処遇していた。</p> <p>平成15年 4月 支援費制度の導入により、区が実施主体となる。ただし、当分の間、身体障がい者知的障がい者は都心障センターで利用調整を行う。障がい児は、夏季と冬季の利用について、都児童相談センターで利用調整を行う。</p> <p>平成18年 4月 障害者自立支援法の成立により介護給付の短期入所事業となる。（精神障がい者含む）</p>																								
必要性	常時、在宅で心身障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図る。																								
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会 【サービス提供】利用者と契約した指定事業者</p>																								

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額		18,760	38,544	40,504	41,928	38,027	42,843	
決算額（20年度は見込み）		18,760	38,544	40,390	41,928	42,358	42,843	
人件費				1,724	1,281			
【事務分担量】（%）				20	15			
合計（+）	0	18,760	38,544	42,114	43,209	42,358	42,843	
国（特定財源）		7,204	15,245	16,253	15,303	15,327	17,259	
都（特定財源）		9,374	15,579	15,347	13,001	13,030	12,790	
その他（特定財源）								
一般財源	0	2,182	7,720	10,514	14,905	14,001	12,794	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	利用者数		32	37	44	43	46	
	利用総日数		1,873	3,180	3,522	3,511	3,738	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	短期入所事業費	41,928	短期入所事業費	42,358	短期入所事業費	42,843

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用者数	44	43	46	36	48	20年度は6月末時点
	利用総日数	3,521.75	3,511	3,738	464	3,840	20年度は6月末時点
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	福祉サービスの支給決定を受けていない者が、緊急時に必要なサービスを利用できない場合がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
障がい者の状況を把握し福祉サービスの支給決定を受けよう周知を行う	緊急な状況にも柔軟な対応ができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者地域活動支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者地域活動支援事業費（56-10-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠法令等	荒川区障害者地域活動支援費支給事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障がい者や障がい児に創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うとともに社会との交流促進の支援を行う。				
対象者等	身体障がい者、知的障がい者 現在利用者 1名				
内容	<p>【実施主体】 障害者自立支援法第77条第1項第4号「地域活動支援センター」</p> <p>【実施内容】 身体障がい者及び知的障がい者デイサービスの一部、日中活動の場として創作的活動又は生産活動の機会を提供したり、社会との交流促進を提供する事業所に地域活動支援費を支給する。</p> <p>【利用方法】 申請 決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担支払</p> <p>【利用者負担】 利用額総額の3%</p> <p>【単 価】 利用者の障害程度A～Cの3段階</p> <p>【費用支払】 区へ指定事業者の登録申請 区による指定 利用者との契約・サービス提供 利用者負担受領 地域活動支援費（利用者負担差引額）を区へ請求・受領。</p>				
経過	平成18年10月 荒川区障害者地域活動支援費支給事業実施要綱				
必要性	心身障がい者の自立や社会参加を促進し、介護者の支援や日常生活における質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。				
実施方法	（一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				
	【決定・支払】 直営 【サービス提供】 地域活動支援事業者				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額							595	
決算額（20年度は見込み）							595	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	595	
国（特定財源）							297	
都（特定財源）							148	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	150	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	利用者数							1
	事業所数							1

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費					地域活動支援費	595

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用日数	-	-	229	230	-	年間利用回数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）		障害者自立支援法の地域生活支援事業における日中一時支援事業との事業調整（事業統合含む）が必要である。
他区の実況		（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	見直し	日中一時支援事業として事業を再編する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	知的障がい者授産事業補助（荒川あさがお福祉作業所）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	新見 英信	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	知的障害者授産事業補助（56-76-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労の困難な在宅の心身障がい者に就労の場を提供し、障がい者団体等が実施する心身障がい者授産事業に要する経費の一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設8人以上19人以下の通所授産事業を実施している障がい者団体等 <対象団体> 運営主体：荒川区手をつなぐ親の会（あさがお～第四福祉作業所・パン工房あさがお） <利用者> 原則として、区内在住の18歳以上の心身障がい者				
内容	荒川あさがお福祉作業所（場所）旧小台橋小 （定員）19名（現員）17名（指導員）所長（各施設兼務）1人常勤2人非常勤4人 （作業）箱折・袋詰等（開設）昭和56年10月 荒川第二あさがお福祉作業所（場所）旧小台橋小 （定員）19名（現員）17名（指導員）常勤2人非常勤4人（作業）文房具・袋詰等（開設）昭和61年10月 荒川第三あさがお福祉作業所（場所）旧真土小 （定員）19名（現員）19名（指導員）常勤2人非常勤3人（作業）文房具・付録作等（開設）昭和63年4月 荒川第四あさがお福祉作業所（場所）旧真土小 （定員）19名（現員）17名（指導員）常勤2人非常勤3人（作業）文房具・キャリー折（開設）平成3年4月 パン工房あさがお（場所）旧小台橋小 （定員）13名（現員）8名（指導員）常勤1人非常勤3人（作業）パン等の製造販売（開設）平成18年11月 * 主な事業内容 受託作業・作業指導・生活指導・行事参加・就労指導 * 通所日数 全施設週5日 作業時間1日平均7時間（9:00～16:00）				
経過	昭和57年度 東京都からの直接補助（東京都知的障害者育成会）とこれを補完する区の補助の2本立て制度で実施 平成7年度 東京都が区を通じた間接補助に変更（区の補助金額2/3） 平成10年度 都補助基準と区補助基準との格差是正を図るため、補助項目に調整加算額を新設 平成11年度 荒川第三・第四あさがお福祉作業所が、旧真土小内へ移転 平成15年度 施設規模（A基準：15人以上15,571千円 B基準：8人以上15人未満9,937千円）による補助制度から、施設利用者数による単価制（A基準8人～10人 1人105,263円 B基準11人以上 1人96,698円）へ移行 平成16年度 荒川あさがお、第二あさがおが、旧小台橋小内に移転 荒川あさがお福祉作業所（第一～第四）の小規模法内化不認可 平成17年度 荒川あさがお福祉作業所（第一～第四）の小規模法内化不認可 平成18年度 パン工房あさがお福祉作業所開設（11月）				
必要性	心身障がい者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 施設の事業運営費の一部を補助				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	90,460	105,599	83,946	82,411	96,471	92,645	102,123	
決算額（20年度は見込み）	88,213	89,731	77,005	82,411	90,474	92,645	102,123	
人件費				862	854	854		
【事務分担当】（%）				10	10	10		
合計（+）	88,213	89,731	77,005	83,273	91,328	93,499	102,123	
国（特定財源）								
都（特定財源）	44,105	37,468	37,213	41,204	42,410	46,784	49,230	
その他（特定財源）								
一般財源	44,108	52,263	39,792	42,069	48,918	46,715	52,893	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	荒川あさがお補助額	20,899	16,258	19,739	20,899	19,739	19,739	19,739
	荒川第二あさがお補助額	24,355	21,524	18,949	21,014	21,014	21,269	21,269
	荒川第三あさがお補助額	22,060	20,899	20,899	20,899	22,060	21,920	21,920
	荒川第四あさがお補助額	20,899	17,418	17,418	19,599	18,438	19,599	19,599
	パン工房あさがお					9,223	10,118	10,118

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
負担金補助及び交付金	運営費補助・第一	19,739	19,739	20,900			
	運営費補助・第二	21,014	21,269	22,431			
	運営費補助・第三	22,060	21,920	23,081			
	運営費補助・第四	18,438	19,599	23,081			
	運営費補助・パン工房あさがお	9,223	10,118	12,645			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
通所者数 実人数	通所者数（補助対象延べ数）	14,354名	14,797名	16,678名	3,008名	16,000名	-
	実人数	75	76	81	77	89	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労に向けた訓練場所として、パン工房あさがおを有効に活用できるよう支援することが必要となる。 ・法人格を取得し、平成23年度までに障害者自立支援法の新体系への移行が必要となる。 ・再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 17 区 未実施 区 ）</p> <p>未実施：千代田区、中央区、港区、品川区、大田区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
一般就労への訓練の充実を図るため、パン工房あさがおを有効に活用できるよう支援する。	一般就労することにより収入が増加し、安定した生活を送ることができる。
法人格の取得及び障害者自立支援法の新体系への移行を支援する。	障がい者の日中活動及び福祉的就労の場を確保できる。
再開発事業の動向を見ながら、区内の未利用施設を活用し、移転先の確保を図る。	作業所の安定した運営を確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	心身障がい児（者）地域デイサービス事業補助（生活クラブスニーカー）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	新見 英信	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	心身障害児（者）地域デイサービス事業補助（56-76-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	58年度	根拠	荒川区心身障害者（児）地域デイサービス事業
終期設定	有	無	年度	法令等	運営補助要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	在宅の心身障がい児（者）に対して適切な指導訓練を行うため、社会福祉法人等が実施する心身障害児（者）通所訓練事業（心身障害児の放課後対策）に要する経費の一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設6人以上の通所訓練事業を実施している社会福祉法人等 <対象団体> 運営主体：荒川のぞみの会（任意団体の活動として） <対象事業> 生活クラブスニーカー <利用者> 原則として、区内在住の心身障がい児（学齢6歳～15歳）学齢を超える者も在籍（補助対象外）主体は知的障がい者（身体障がいとの重複者もいる）				
内容	生活クラブスニーカーの事業運営費の一部を補助 学齢を超える障がい者は補助対象外者 開設年月：昭和51年9月 利用可能者：荒川のぞみの会会員（最大定員は未設定） 平成20年4月現在 利用人数：13名 補助対象外通所者：11名 指導員数：12名 開所日数：週3日（月・水・金） 1日3時間30分（13：30から17：00） 場 所：旧真土小学校 平成13年4月より、教室の一室を継続利用 <主な事業内容> 音楽・水泳・体操・図工・華道・ハイキング・宿泊訓練				
経過	昭和58年度 補助事業開始 平成10年度 都補助基準額（地域デイサービス事業）と区補助基準額との是正を図るため、補助項目の調整加算を新設 平成13年度 4月26日より旧真土小を無償貸与 平成15年度 補助基準が都基準と同一になった事に伴い、調整加算費を廃止し、都と同じ算定方法による補助へ移行。事業名を「通所訓練事業」から「心身障害児（者）地域デイサービス事業補助」に改める。				
必要性	心身障がい児の放課後対策に寄与しており、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	5,433	7,587	7,587	7,587	7,587	7,587	7,587	
決算額（20年度は見込み）	5,433	7,587	7,587	7,587	7,587	7,587	7,587	
人件費				862	854	427		
【事務分担量】（%）				10	10	5		
合計（+）	5,433	7,587	7,587	8,449	8,441	8,014	7,587	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	5,433	7,587	7,587	8,449	8,441	8,014	7,587	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	補助対象人数	14人	16人	16人	18人	17人	16人	13人
	通所人員	28人	29人	30人	28人	29人	27人	24人
	通所日数	153日	153日	177日	163日	153日	160日	160日

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運営費補助	7,587	運営費補助	7,587	運営費補助	7,587

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	通所者数（補助対象延べ数）	1,283人	1,321人	1,051人	113人	1,443人	-
	実人数	16(10)	17(12)	16(11)	14(11)	18(12)	（ ）は補助対象外の通所者数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。
他区の実況	（実施 4 区 未実施 区） 世田谷区、渋谷区、杉並区、練馬区

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
再開発の動向を見ながら、区内の未利用施設を活用し、移転先の確保を図る。	心身障がい児（者）の安定した放課後対策を実施できる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	心身障がい者小規模通所授産施設事業補助（作業所ボンエルフ）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	新見 英信	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	心身障害者小規模通所授産施設事業補助（56-76-75-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	4年度	根拠	荒川区心身障害者小規模通所授産施設事業運営
終期設定	有	無	年度	法令等	費補助金交付要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労の困難な在宅の心身障がい者の就労の場を提供し、障がい者団体等が実施する心身障害者授産事業に要する経費の一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設8人以上19人以下の小規模通所授産事業を実施している障がい者団体等 <対象団体> 運営主体：社会福祉法人荒川のだみの会（作業所ボンエルフ） <利用者> 原則として、区内在住の18歳以上の心身障がい者				
内容	社会福祉法人荒川のだみの会の運営する作業所ボンエルフの事業運営費の一部を補助。 <施設名> 作業所ボンエルフ <場所> 旧真土小2F <定員> 19名 <現員> 18名 <指導員数> 常勤3名 非常勤5名 <作業種目> 手芸品作成、箱詰等 <開設年月日> 平成元年4月 <主な事業内容> 受託作業・作業指導・生活指導・行事参加				
経過	平成4年度 作業所ボンエルフ開設 平成7年度 知的障害者授産事業補助と共通基準の補助金交付要綱（荒川区心身障害者通所授産事業運営費補助金交付要綱）に改正 平成10年度 都補助金基準額（心身障害者（児）通所訓練等事業補助金）と区補助金基準額との格差是正を図るために、補助項目に調整加算費を新設 平成14年度 5月に旧真土小内1室を新たに貸与し、計2室となる。 平成15年度 施設規模（A基準：15人以上15,571千円 B基準：8人以上15人未満9,937千円）による補助制度から、施設利用者数による単価制（A基準8人～10人 1人105,263円 B基準11人以上 1人96,698円）へ移行 事業名を「通所授産事業補助」から「心身障害者小規模通所授産事業補助」へ移行				
必要性	心身障がい者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	17,279	18,694	17,278	19,854	22,176	19,855	21,015	
決算額（20年度は見込み）	14,957	13,797	17,278	19,854	19,854	19,855	21,015	
人件費				862	854	427		
【事務分担量】（%）				10	10	5		
合計（+）	14,957	13,797	17,278	20,716	20,708	20,282	21,015	
国（特定財源）								
都（特定財源）	8,250	8,250	7,875	7,875	7,500	13,292	13,007	
その他（特定財源）								
一般財源	6,707	5,547	9,403	12,841	13,208	6,990	8,008	
実績の推移	事項名							
通所者数	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
	11人	11人	13人	17人	16人	16人	18人	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助 助け及び 交付金	運営費補助	19,854	運営費補助	19,854	運営費補助	21,015

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	通所者数	3,204	3,483	3,551	720	4,560	補助対象者延べ数
	実人数	17	17	16	17	19	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。 ・平成23年度までに障害者自立支援法の新体系への移行が必要となる。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 11 区 未実施 区 ）</p> <p>未実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、大田区、品川区、豊島区、足立区、板橋区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
再開発事業の動向を見ながら、区内の未利用施設を活用し、移転先の確保を図る。	作業所の安定した運営を確保できる。
障害者自立支援法の新体系への移行を支援する。	障がい者の日中活動及び福祉的就労の場を確保できる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

(議会議要旨)	
---------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	精神障害者小規模通所授産施設・共同作業所運営費補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美																				
		担当者名	小幡 順一	内線	2683																				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	精神障害者共同作業所補助（56-76-80-01）																								
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業																					
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠法令等	荒川区精神障害者共同作業所通所訓練運営費等補助金交付要綱・荒川区精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱																					
終期設定	有 無	年度																							
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																							
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																							
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																							
目的	精神障害者共同作業所訓練事業を行う精神障がい者家族団体等及び小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人等に対して、その事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、精神障がい者の社会適応訓練の場を確保し、社会復帰の促進を図る。																								
対象者等	[共同作業所] 3施設 Aランク(定員15人以上、指導員3人以上) ・マック・リブ作業所(NPO法人) ・ワークハウス荒川 ・ワークハウス荒川第2(社会福祉法人愛と光の会)																								
内容	荒川区精神障害者共同作業所設置運営基準及び小規模通所授産施設設置運営基準に適合した精神障害者共同作業所及び小規模通所授産施設に対し、事業の運営費等の一部を補助する。 利用者負担：小規模授産施設は利用料の負担有り。金額は各施設が決める。共同作業所は無し。																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 15%;">施設種別</th> <th style="width: 10%;">開設年月</th> <th style="width: 10%;">定員</th> <th style="width: 45%;">作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マック・リブ作業所</td> <td>共同作業所</td> <td>H6.2</td> <td>15名以上</td> <td>マンション清掃</td> </tr> <tr> <td>ワークハウス荒川</td> <td>共同作業所</td> <td>H1.12</td> <td>15名以上</td> <td>文具類の組み立て、包装等</td> </tr> <tr> <td>ワークハウス荒川第2</td> <td>共同作業所</td> <td>H3.12</td> <td>15名以上</td> <td>自動車部品の組み立て等</td> </tr> </tbody> </table>					施設名	施設種別	開設年月	定員	作業内容	マック・リブ作業所	共同作業所	H6.2	15名以上	マンション清掃	ワークハウス荒川	共同作業所	H1.12	15名以上	文具類の組み立て、包装等	ワークハウス荒川第2	共同作業所	H3.12	15名以上	自動車部品の組み立て等
	施設名	施設種別	開設年月	定員	作業内容																				
	マック・リブ作業所	共同作業所	H6.2	15名以上	マンション清掃																				
	ワークハウス荒川	共同作業所	H1.12	15名以上	文具類の組み立て、包装等																				
ワークハウス荒川第2	共同作業所	H3.12	15名以上	自動車部品の組み立て等																					
平成12年4月 保健所から障害者福祉課へ事務移管。区補助基準額が都補助基準額と同一となる。（平成10～12年度で差を1/3ずつ調整）																									
平成14年10月 荒川区精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱制定 荒川ひまわり及び荒川ひまわり第2作業所が小規模通所授産施設（法内）となる。																									
平成14年12月 マック・リブ作業所がNPO法人の運営となる。 平成20年4月 荒川ひまわり及び同第2の2施設が自立支援法に基づく施設に移行。																									
必要性	精神障がい者の社会における訓練の場を確保する上で必要である。																								
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)																								

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	93,602	92,492	92,340	91,924	92,299	92,013	53,812
	決算額（20年度は見込み）	89,805	90,782	90,758	90,640	90,570	90,653	53,812
	人件費				1,724	1,708	1,708	
	【事務分担当】（%）				20	20	20	
	合計（+）	89,805	90,782	90,758	92,364	92,278	92,361	53,812
	国（特定財源）							
都（特定財源）	59,336	60,782	62,352	62,337	62,042	62,118	35,875	
その他（特定財源）								
一般財源	30,469	30,000	28,406	30,027	30,236	30,243	17,937	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	小規模通所授産施設数	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設	0施設
	共同作業所施設数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	事業費	90,570	事業費	90,653	事業費	53,812

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用者数（小規模授産施設）	44	39	42	0	-	各年度末人数
	利用者数（共同作業所）	72	72	71	64	-	各年度末人数 20年度は補助対象者人数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>新体系施設への移行に際し、支援を必要とする。</p>
他区の実況	（実施 21 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
新体系施設への円滑な移行支援	施設運営の安定化
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者施設移行支援補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障がい者施設移行支援補助事業費（56-76-90-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠法令等	荒川区障がい者施設新体系移行支援事業運営費補助金交付要綱・荒川区障がい者施設運営費貸付金要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障害者自立支援法の施行に伴い、障がい者を対象とした作業所から障害者自立支援法に規定する施設に移行した際に、激変緩和補助及び施設借上げ費補助をし、あわせて運営資金の貸付を行い、指定事業所としての安定した運営を支援し、障がい者の日中の活動場所の継続確保を図る。				
対象者等	区内指定事業所のうち、小規模通所授産施設、共同作業所又は知的障がい者通所授産作業所から移行した施設。最大11施設。 平成20年度：2施設				
内容	1 激変緩和補助 単価 19,600円/月（一人あたり） 算定方法 19,600円×各月初日利用者数 2 施設借上げ費補助 補助率 1/2 算定方法 施設借上月額×運営月数×1/2 3 運営資金貸付 貸付上限 当該施設の18年度補助額の1/4 利息 なし 返済期限 当該年度末まで				
経過	平成20年 4月 事業開始 区内作業所2施設が新体系に移行				
必要性	障害者自立支援法の施行に伴い、作業所から施設への移行が必須となる施設もあり、移行による減収や施設維持のための借上げ費補助や運転資金貸付は必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	【補助】 年度当初に利用見込みによる概算払い 【貸付】 申請受理 審査 支払 返済				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額							46,614	
決算額（20年度は見込み）							46,614	
人件費								
【事務分担当】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	46,614	
国（特定財源）								
都（特定財源）							22,344	
その他（特定財源）							17,988	
一般財源	0	0	0	0	0	0	6,282	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	補助対象施設数							2施設
	貸付実施施設数							2施設

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金					運営費補助	22,344
						施設借上補助	6,282
	貸付金					運営費貸付	17,988

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	新体系移行施設数	-	-	-	2	11	新体系施設に移行した施設数
	新体系施設利用者移行率	-	-	-	18	100	作業所利用者のうち新体系移行施設利用者割合
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>都補助事業である激変緩和補助の平成21年度以降の取扱いについて、変更等に対応する必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
激変緩和補助事業の柔軟な対応	円滑な事業運営
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	推進	円滑な移行のため、必要な事業である

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホームおよび緊急一時保護寮運営費（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	齋藤 幸恵	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者グループホーム及び緊急一時保護寮運営費（56-88-10-01） 障害者グループホーム及び緊急一時保護寮整備費（56-88-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠	知的障害者福祉法（障害者自立支援法）
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区立障害者グループホーム条例
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	1 共同生活援助事業（グループホーム）・・・企業及び福祉作業所等に就労している知的障がい者に生活の場を提供し、日常生活の援助指導を行うことにより、自立を促進する。 2 緊急一時保護事業・・・在宅の障がい者（児）を介護している人が、緊急的（疾病等）理由及びレスパイト（介護者の旅行や休養等）により一時的に介護できない時に保護することによって、障がい者（児）及び介護者の福祉の向上に資する。				
対象者等	グループホーム：居宅受給者証の交付を受けた18歳以上の知的障がい者等 緊急一時保護事業：就学年齢以上の身体障害者手帳1～3級及び愛の手帳の所持者 体験入所事業：緊急一時保護事業の利用対象者で、愛の手帳の所持者				
内容	グループホーム＝利用定員：4人、利用期間：3年（原則） 知的障がい者で、現に就労している人に対して、共同生活の場を提供し、食事の世話や生活指導を行う。 自立支援法に基づく定率負担（個別減免適用）：月0円（20年6月現在）、月使用料（家賃相当）：月0円～13,500円、食費 朝350円・昼400円・夕550円、共益費 月3,000円 緊急一時保護事業＝利用定員：2人、利用期間：1回7日以内（年間の利用限度なし）在宅の障がい者（児）を常時介護している人が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に世話をを行う。（社会的要請 例：学校行事・町会行事・連合会行事については利用可、グループ内活動は利用不可）利用には登録が必要。レスパイトは、年2回（1回につき3日以内）使用料 1日700円 食費 朝350円・昼400円・夕550円 体験入所事業＝利用定員：1人、利用期間：6泊7日、定員に空きがある期間を利用して入所し、グループホームや配置された職員にあらかじめ慣れるために実施する。 施設概要＝荒川区西日暮里2 2 6敷地面積：439.84㎡ 延床面積：292.24㎡ 構造：鉄筋コンクリート造 地上4階（1・2階部分）主要施設：寮生居室4室、緊急一時保護室、食堂、浴室、世話人居室				
経過	平成6年 生活事業開始（入居は5月より） 緊急一時保護事業開始（入居は8月より） 平成8年 体験入所事業開始（入居は7月より） 平成10年 使用料改正 平成12年 レスパイト利用開始（緊急一時保護事業内に追加） 平成15年 荒川区立障害者グループホーム条例に改正。生活事業部分 知的障害者福祉法の指定地域生活援助事業とする。 平成18年 自立支援法の共同生活援助に移行、利用料の徴収				
必要性	1 区立のグループホームを持つことにより、通常のグループホームより自立生活訓練的な内容を持つ 2 緊急一時保護事業は自立支援法の制約を受けず、真に緊急的なニーズ及びレスパイトに対応できる。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：東京都知的障害者育成会（平成18年4月指定管理者制度に移行） 職員数：常勤職員 2人（住み込み1人、通勤1人）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	14,933	14,191	13,988	13,977	14,736	14,835	16,788	
決算額（20年度は見込み）	14,368	14,141	13,951	13,730	14,736	14,835	16,788	
人件費				1,724	1,281	1,708		
【事務分担量】（%）				20	15	20		
合計（+）	14,368	14,141	13,951	15,454	16,017	16,543	16,788	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	406	3,848	1,883	3,605	4,088	4,947	5,142	
一般財源	13,962	10,293	12,068	11,849	11,929	11,596	11,646	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
実績の推移	グループホーム利用者数	4	4	4	4	4	4	2
	〃利用率			45.2%	76.5%	79.6%	41.7%	41.7%
	緊急一時利用者数	435	389	353	386	389	515	100
	〃利用率	59.6%	53.3%	48.2%	52.9%	53.1%	70.5%	13.7%

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費		12,647	人件費	12,683	人件費	12,711
	管理費		1,586	管理費	494	管理費	3,345
	事業費		38	事業費	1,530	事業費	29
	法人事務費		465	法人事務費	28	法人事務費	441
	工事請負費			外部鉄部塗装工事	1,732		
	備品購入費	計		14,736	計	14,735	備品購入費
						計	16,788

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	グループホーム利用率	76.5%	79.6%	41.7%	41.7%	80.0%	利用人月 / 定数 × 12月 20年度は6月1日現在
	緊急一時保護利用率	52.9%	53.1%	70.5%	13.7%	80.0%	利用日数 / 定数 × 365日 20年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	緊急一時保護事業について、 ・ 医療ケア対応の要望がある。 ・ 入浴設備を利用した入浴サービスの実施要望がある。 ・ 緊急一時保護の身体介護の同性介護を保障するため、世話人が2名の確保が困難
他区の実況	（実施 15 区 未実施 7 区） （区型生活寮の実施）千代田、港、新宿、文京、台東、大田、足立 （緊急一時保護事業）実施区 2 2 区

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
建物の老朽化に伴う各所修繕。	グループホーム入居者及び緊急一時保護利用者の安全の確保。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	緊急一時保護についてはニーズが高いため、円滑な事業運営に取り組む

(状況)	議会議決事項	11年一定 「利用要件についての介護者の休養（レスパイト）への拡大について」 11年三定 「利用要件についての介護者の休養（レスパイト）への拡大について」 12年一定 「レスパイトの回数が増について」 13年一定 「空き状況の照会について」
------	--------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	尾久生活実習所運営事業（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	齋藤 幸恵	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	生活実習所等運営費（56-88-30-01） 生活実習所（分場）整備費（56-88-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	知的障害者福祉法、荒川区立知的障害者援護施設条例、同施行規則
終期設定	有	無	年度	法令等	設条例、同施行規則
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	1 知的障害者通所更生施設事業：知的障害者福祉法第19条第2項の規定に基づき、知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行うことにより、知的障がい者の福祉の増進を図る。 2 法外事業（荒川区身体障害者生活実習事業を含む。）：障がいの重い心身障がい者に対して、その心身の発達を促進し、社会生活能力を開発するために通所により必要な訓練を行い、生活の充実及び社会的自立の助長を図る。				
対象者等	・法内 荒川区内に住所を有する18歳以上の知的障がい者で、通所更生施設の利用可能な施設受給者証の交付を受けた者 20年3月末50人（本場35人・分場15人） ・法外 荒川区内に住所を有する15歳以上の者で、障がいの程度が重い身体障がい者（20年3月末・2人）				
内容	開所日数：週5日 訓練事業：生活訓練事業、作業訓練、社会参加訓練 施設概要：本場＝西尾久6-17-3、分場＝西尾久4-6-4 延床面積：本場＝1152.41㎡、分場＝440.48㎡ 主要設備：本場＝（実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室） 分場＝（実習室、食堂、医務室） 利用者の構成：重複障がい28人、知的のみ22人、身障のみ2人 20歳台以下27人、30歳台20人、40歳台4人、60歳台1人 利用者負担：自立支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。 非課税世帯には減免あり。ただし、18～20年度は定率負担は3%とし、食費は半額に減額。 食費（課税650円、非課税230円）				
経過	昭和59年：生活実習所「あらかわ希望の家」設立。 （運営主体は、荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与） 昭和61年：運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管（区の補助事業として） 平成3年：旧真土小学校に移転。荒川区立生活実習所建設工事開始 平成7年：荒川区立生活実習所開設（現在地）区立民営とする。 平成12年：知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施 平成14年：尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名、年度毎に定数増を行い、最終19名までとする。 平成15年：知的障害者福祉法の改正により、措置制度から支援費制度へ移行 平成16年7月：多目的ホール貸し出し有料化 平成18年：自立支援法の施行にともなう制度改正（自己負担4月、施設変更10月以降） 平成19年：定員変更 本場39 分場19				
必要性	荒川区では、養護学校卒業後は、重度障がい者であっても、在宅にしない方針のもと、必要な施設の設置、運営を行っている。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託： 荒川区社会福祉協議会（18年4月～）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	173,990	176,424	173,353	164,311	170,381	201,502	202,453	
決算額（20年度は見込み）	159,086	169,418	168,557	156,298	168,854	200,014	202,453	
人件費				2,586	2,562	3,416		
【事務分担量】（%）				30	30	40		
合計（+）	159,086	169,418	168,557	158,884	171,416	203,430	202,453	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	64,045	80,011	89,095	86,754	65,768	77,670	75,740	
一般財源	95,041	89,407	79,462	72,130	105,648	125,760	126,713	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	施設定数	42	48	51	51	51	58	58
	通所者数（年度末）	41	46	47	46	45	50	50
	利用率（通所者数/定数）	97.6%	95.8%	92.2%	90.2%	88.2%	86.2%	86.2%

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	委託料	人件費	121,974	人件費	144,364	人件費	149,353
		管理費	23,094	管理費	30,389	管理費	33,324
	事業費	10,634	事業費	10,429	事業費	12,177	
	積立金及び本部繰入金	6,478	積立金及び本部繰入金	5,256	積立金及び本部繰入金	0	
	使用料・賃借料	通所バスリース料	300	通所バスリース料	8,914	通所バスリース料	7,567
	工事費	屋上防水工事	6,342	外壁工事	630		
	公課費	自動車重量税	32	自動車重量税	32	自動車重量税	32

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用者定数	51	51	58	58	58	本園39人 分場19人
	利用者実数	46.9	45	50	50	55	-
	利用率（定数に対して）	92.0%	88.2%	86.2%	86.2%	94.8%	-

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は障害程度に応じたグループ分けがなされているが、その中でも個人の状態に合わせた個別プログラムの充実が必要。 ・平成23年9月までに障害者自立支援法の新体系に移行する。
他区の実施状況	<p>（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>（生活実習所・法外施設 1区）世田谷1カ所</p> <p>（知的更生施設・法内施設 20区）</p> <p>港1、新宿1、文京2、墨田1、江東3、品川3、目黒2、大田6、世田谷6、渋谷1、中野1、杉並2、豊島2、北2、板橋5、練馬7、足立5、葛飾2、江戸川4カ所</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
個人に合わせたプログラムを行う。	訓練効果が期待できる。
自立支援法に規定のある施設体系への円滑な移行準備が必要。	安定した施設運営。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

況議 （要 会 質 問 状 ）	
-----------------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊川 正明	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営費（56-88-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	48年度	根拠	知的障害者福祉法第5条
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区知的障害者援護施設条例
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生活健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	<p>【荒川生活実習所】18歳以上の知的障がい者の日中活動の場として、創作・作業・レクリエーション活動等を通じ、地域での自立生活を支援する。</p> <p>【荒川福祉作業所】一般就労が困難な心身障がい者に、作業と設備を提供し、作業活動及び生活能力の向上等の支援を通じ、地域での自立生活を援助する。</p>				
対象者等	<p>【荒川生活実習所】18歳以上の重度の知的障がい者であって、一般就労及び授産活動が困難な方で施設受給者証の交付を受けた方（定員27名）</p> <p>【荒川福祉作業所】18歳以上の知的障がい者であって、作業能力を有するか又は期待できる方 原則、単独通所が可能な方で施設受給者証の交付を受けた方（定員48名）</p>				
内容	<p>【荒川生活実習所】主に重度の知的障がい者を対象として、生活プログラムを中心とした施設サービス事業を実施している。支援プログラムの内容は日常の身辺処理、体育的活動、創作活動、外出などを行っている。また、宿泊訓練、運動会などの行事を実施している。支援は生活実習所全体を3クラスにわけ1クラス利用者6～10名、職員3～4名の構成となっている。基本的にはクラス単位で活動しているが、活動内容によっては所全体で活動している。</p> <p>【荒川福祉作業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業援助 集団としての班を単位として作業活動を行い、材料から製品へと作業工程に見通しがもてるよう配慮している。作業種目は菓子缶の組み立て、のし袋の袋入れ、箱折り、鉛筆の組み合わせ、寿司容器セット袋入れ等の簡易作業が中心になっている。作業種目は一般企業と受注契約を結び、材料を加工し、製品として納入し、代金を工賃として利用者に支給している。 ・生活援助 社会の一員として生活できるよう基本的な生活習慣の取得と健康管理、自主性・自立性の向上に向けた支援を行っている。また、利用者の自治能力を伸張することを目的に自治会活動を援助している。 ・就労援助 就労意欲のある利用者には、他機関との連携を図りながら就労に向けた支援を行っている。 				
経過	昭和48年 6月	荒川生活実習所は区立心身障害者福祉センター指導係成人グループとして、荒川福祉作業所は都立荒川心身障害者福祉作業所として開設			
	昭和55年 4月	荒川福祉作業所が東京都から荒川区へ事務移管される。			
	平成16年 9月	荒川生活実習所及び同福祉作業所を法に基づく通所援護施設に移行する。（給食の実施）			
	平成18年 4月	両施設の運営を荒川区社会福祉協議会に業務委託する。（指定管理者制度に移行のための激変緩和）			
	平成19年 4月	両施設を指定管理者である荒川区社会福祉協議会が管理運営を行う。			
必要性	知的障がい者の日中活動の場として、地域での自立生活を支援する観点からなくてはならない施設である。とりわけ特別支援学校卒業者の受け皿として施設の運営、整備を図っている。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理者である荒川区社会福祉協議会が実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	7,651	7,428	6,836	7,050	69,305	183,843	175,208	
決算額（20年度は見込み）	5,434	4,183	6,354	6,278	56,878	170,470	175,208	
人件費				146,523	58,072	1,708		
【事務分担量】（%）				1,900	680	20		
合計（+）	5,434	4,183	6,354	152,801	114,950	172,178	175,208	
国（特定財源）	17,463	28,894	30,470	106,410	48,573	51,641	54,476	
都（特定財源）	7,593				24,286	25,821	27,238	
その他（特定財源）	1,089	1,610	41,128		30,537	30,813	32,897	
一般財源	-20,711	-26,321	-65,244	46,391	11,554	63,903	60,597	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	荒川生活実習所利用者在籍数	25名	26名	24名	25名	26名	26名	29名
	荒川福祉作業所利用者在籍数	47名	47名	45名	44名	48名	48名	50名

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費		145,057	人件費	127,275	人件費	131,026
	運営費			運営費	39,682	運営費	40,191
	実習所事業費	1,653		実習所事業費	1,622	実習所事業費	1,908
	作業所事業費	1,766		作業所事業費	1,891	作業所事業費	2,083

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	荒川生活実習所利用者出席率（％）	89.0	87.0	87.0	90.0	93.0	利用定員27名、21年度から定員拡大予定
	荒川福祉作業所利用者工賃（平均月額）	5,662	5,740	5,890	6,000	9,000	受注開拓に努める
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	<p>荒川生活実習所及び同福祉作業所について平成21年度から特別支援学校卒業者の増加に対応するため現施設を改修し、定員を拡大する。合わせて、事業について障害者自立支援法に基づく新体系に移行する。障害者自立支援法の施行に伴い利用者負担について、区独自に軽減策を講じているが、なお、福祉作業所について負担軽減を求める声がある。利用者の加齢に伴い、いわゆる「親亡き後」の対応が、常に保護者の不安となっている。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
特別支援学校等の卒業者の増加に対応するため両施設の定員を拡大すると共に、障害者自立支援法に基づく新体系に移行する。	知的障がい者の日中活動の場を提供し、地域での自立生活を支援する。
生まれ育った地域の中で、安心して住み続けられるよう、居住の場の確保を検討する。	保護者及び利用者が、安心して住み慣れた地域の中で生活することができる。
荒川福祉作業所での受注開拓を積極的に行い、利用者工賃のアップを図る。	仕事に対する意欲の増大、ひいては就労に向けた動機づけが可能になるなど、利用者の自立支援に大きな効果が得られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	定員の拡大に取り組む

（議会要旨） 状況	
--------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障害者福祉会館運営事業（整備含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者福祉会館運営費（56-88-50-01） 障害者福祉会館整備費（56-88-55-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	9 年度	根拠	荒川区立障害者福祉会館条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障がい者が地域の中で豊かに暮らしていただけることを目指し、区民への啓発・交流の場、又は、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図る				
対象者等	障がい者及び区民全般				
内容	<p>【貸館業務】会議室等の貸し出し （使用料） 午前 午後 夜間 全日（障害者福祉推進団体免除） 多目的ホール 5,200 5,200 6,100 16,500 第1.2会議室 1,300 1,300 1,500 4,100 第3会議室（和） 1,000 1,000 1,100 3,100</p> <p>【ふれあい交流事業】交流講座、交流イベント 【文化・教養講座】パソコン講座、趣味・生きがい活動講座 【各種事業】アクロスまつり、障害者週間関連事業 【情報提供事業】インターネットスポットの開設、新聞・雑誌・図書などの閲覧、各種展示・啓発 【施設概要】荒川区荒川2 57 8 主要施設：会議室、多目的ホール、点字ワープロ室、対面朗読室、音声誘導設備 構造：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 敷地面積：771.64 m² 延床面積：1,482.08 m² 開館時間：9：00～22：00 休館日：毎月第三火曜日・年末年始（12/29～1/3） 【障害者福祉推進団体】88団体</p>				
経過	平成 9年8月 開設 平成13年1月 条例改正（使用料免除対象団体を精神障がい者団体まで拡大） 平成14年6月 施行規則改正（荒川区公共施設予約システム稼働に伴う改正） 平成14年8月 インターネットスポット開設 平成18年4月 指定管理者制度に移行				
必要性	障がい者の社会参加及び自主活動の場の確保のため必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：荒川区社会福祉協議会 職員数：常勤職員 2人非常勤職員 3人				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	45,426	44,926	44,815	41,958	40,596	39,291	41,896	
決算額（20年度は見込み）	41,735	42,070	43,035	37,998	39,371	39,286	41,896	
人件費				1,724	1,281	854		
【事務分担量】（%）				20	15	10		
合計（+）	41,735	42,070	43,035	39,722	40,652	40,140	41,896	
国（特定財源）								
都（特定財源）	21,712	0	1,078	705	812	749	930	
その他（特定財源）	1,001	920	1,139	1,018	957	990	1,298	
一般財源	19,022	41,150	40,818	37,999	38,883	38,401	39,668	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	会議室利用件数	3,458	3,670	3,723	3,546	3,474	3,398	3,758
	会議室利用者総数	46,874	48,425	51,843	49,732	52,073	49,628	53,000
	会議室利用率	66.4%	70.3%	71.5%	68.1%	66.7%	65.1%	72.0%
	利用者総数	71,272	72,903	73,658	72,910	71,823	66,772	73,000

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費			AED消耗品	5		
	委託料	人件費	19,034	人件費	20,465	人件費	21,711
		管理費	16,498	管理費	16,148	管理費	16,759
		事業費	1,160	事業費	1,220	事業費	1,573
		法人事務費	49	法人事務費	29		
		積立金	1,370	積立金	1,419		
	工事請負	玄関防水工事	1,260			自動ドア改修	1,853

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	多目的ホール・会議室利用率	68.1%	66.7%	65.1%	-	-	利用件数/貸し出し可能コマ数
	障害者福祉推進団体登録数	82団体	82団体	88団体	-	-	障害者団体等の数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	施設利用率の一層の向上を図る必要がある。
他区の実況	（実施 15 区 未実施 7 区） 中央、港、新宿、文京、江東、品川、大田、世田谷、杉並、豊島、板橋、葛飾、中野、台東、練馬、

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理者受託法人の特性を生かした独自の取り組み	利用率の向上
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議会（要質問状）	11年一定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」 11年三定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」
-----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい児タイムケア事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害児タイムケア事業費（56-88-70-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠法令等	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度		障害児タイムケア事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障がいのある中高生等が養護学校等下校後に活動する場所を確保するとともに、障がい児を持つ親の就労支援と日常的にケアしている家族の負担軽減を図る。				
対象者等	原則として日中において監護する者がいないことにより、放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な、障がいのある児童。				
内容	<p>【事業内容】 利用対象の児童を預かるとともに、社会生活に適應するため、交流、創作的活動等の指導、補助を行うほか、必要に応じ、学校から事業実施施設まで、及び事業実施施設～自宅までの送迎を行う。</p> <p>【実施場所及び定数】 障害者自立支援法の規定により都道府県知事から指定を受けた障害者福祉サービス事業者である、特定非営利法人あふネットの運営する重度身体障害者グループホームの1階フロアにおいて実施する。 荒川区西尾久五丁目15番15号 定数13名</p> <p>【事業実施日及び時間】 毎日（特別休暇、年末年始等を除く）実施予定 13：00～18：00（送迎時間を含む）</p> <p>【他のサービスの併給】 本事業実施時間中は、ホームヘルプサービスその他の居宅支援サービスを利用できない。</p> <p>【利用決定】 利用希望者は、荒川区へ利用申請を行う。区は、他のサービス利用状況を勘案して利用の可否を決定する。</p> <p>【自己負担】 なし。（国基準においては1,000円/日）</p>				
経過	平成17年 8月 特定非営利活動法人あふネットより申し出 平成19年 4月 事業開始				
必要性	障害者自立支援法に規定する選択事業であり、障がいのある児童の活動場所の確保のため必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【利用者決定】 直営 【サービス提供】 特定非営利活動法人あふネットへ業務委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額					3,000	6,500	6,501	
決算額（20年度は見込み）					0	6,500	6,501	
人件費					854	171		
【事務分担量】（%）					10	2		
合計（+）	0	0	0	0	854	6,671	6,501	
国（特定財源）						2,664	3,250	
都（特定財源）						1,332	1,625	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	854	2,675	1,626	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
利用実人数					0	14	14	
利用実日数					0	708		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業委託	0	事業委託	6,500	事業委託	6,500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	受入れ人数	-	-	14名	14名	23名	施設ごとに受入れ人数が設定される。
	受入れ日数	-	-	708日	-	-	受入人日
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	<p>現在のあふネットでの事業実施場所が狭隘で、23年度までの目標数値23名を達成するには、もう1ヶ所の設置が必要である。</p> <p>多様化する利用者のニーズ（特別支援学校近くの事業所の利用希望）や利用方法（利用時間の長短、医療行為の有無）、事業所のサービス提供方法（受入年齢の拡大、利用方法の変化に対応した運営、児童デイサービスの受け皿）等の変化に対応するため、様々な実施方法を検討する。また、あわせて同種事業の統合等による調整を行う。</p>
他地区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 2 区 未実施 20 区）</p> <p>世田谷区：平成17年7月～（社会福祉法人委託） 品川区：平成14年4月～、平成17年10月～（ともに特定非営利活動法人委託）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各種事業との関係整理を行い、23年度までに事業所を1か所追加	受入人数の増加と受入事業所の複数化による選択肢の拡大
事業委託方式とは別に、報酬支払方式を実施。他の事業との統合。	利用可能者数の増加、利用方法の多様化。事業統合による事業間の整合性の調整。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	障がい児等の日中活動の場を確保する必要がある

(状況)	<p>議会議事録</p>
------	--------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	精神障害者地域生活支援事業(アゼリア)	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	山根 昭平	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	精神障害者地域生活支援センター運営費 (56-88-80-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠法令等	自立支援法、荒川区精神障害者地域生活支援センター設置条例規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談(夜間・休日)を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動・デイケア、訪問活動など、地域生活支援事業の拠点とする。				
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等				
内容	日常生活支援 相談活動 「憩いの場」の提供 地域交流活動 開館日・時間	夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー・デイケア 当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩みについての相談 夜間や休日にも利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供 展示会や公開講座等の開催による地域住民との交流、ボランティアの育成支援 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日。 午前9時～午後7時(電話相談は午後9時)			
経過	平成11年 5月 平成12年 8月 平成12年12月 平成13年 5月 平成13年 9月 平成14年12月 平成15年 1月 平成17年 4月 平成18年4月 平成18年10月 平成20年4月	精神保健福祉法改正に伴い精神障害者地域生活支援センターが社会復帰施設化 保健所に検討会を設け、先行施設の調査開始 保健所案(事業内容、必要施設等)を策定 候補地をあげ、建設費(施設改修工事、備品等)の保健所予算案を決定 運営方法は公設民営とし、法の趣旨に沿って、社会復帰施設の附属化をさける方向で 社会福祉法人・特定非営利法人・任意団体に委託することを決定 条例・規則・運営要綱制定 オープン 開館時間の午前9時～午後9時を午前9時～午後7時に変更 精神保健福祉ボランティア講座の受託開始 デイケア事業の一部を受託 自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センター 型」へ移行 福祉サービス事業開始			
必要性	回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・公設民営。平成18年度より3年間、指定管理者に社会福祉法人トラムあらかわ ・指定管理料:30,236千円(平成19年度)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	36,630	26,088	30,430	27,226	30,212	30,358	31,306	
決算額(20年度は見込み)	36,029	25,898	28,664	27,103	30,097	30,236	31,306	
人件費				3,189	6,832	2,135		
【事務分担量】(%)				37	80	25		
合計(+)	36,029	25,898	28,664	30,292	36,929	32,371	31,306	
国(特定財源)								
都(特定財源)		5,578	21,775	21,690	10,731	1,622	1,622	
その他(特定財源)								
一般財源	36,029	20,320	6,889	8,602	26,198	30,749	29,684	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
1日平均来館者数	24	24	21	25	27	26	26	
支援プログラムのべ参加者数	10	9	9	6	6	6	6	
1日平均相談件数(面接・電話計)	14	24	34	33	40	43	43	
新規登録者数	124	155	134	104	130	156	130	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	光熱水費	水道代	0	水道代	0	水道代	122
	委託料	年間委託運営費	30,097	年間委託運営費	30,236	年間委託運営費	31,184

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	来館者数	8,738	9,326	9,014	2,558	-	20年度は6月末現在
	支援プログラム参加者数	2,155	2,514	2,240	507	-	20年度は6月末現在
	相談件数	11,442	14,036	14,299	3,582	-	20年度は6月末現在

（問題点・課題）	<p>アゼリア（東尾久5丁目）を利用しにくい南千住・日暮里地区の対象者への機会拡大が必要。 地域生活支援のため、訪問等相談支援事業を強化する。</p>
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	南千住か日暮里地域に地域活動支援センターの設置を検討する。	精神障がい者が、その地域で居場所として、また休日などにも日常生活上の相談ができる場所として活用できる。
	精神担当保健師と連携して障がい者福祉サービスのケアマネジメントを行う。	在宅で生活する精神障がい者をサポートできる。
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者施設誘致等整備事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障がい者施設誘致等整備事業費（56-90-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠		
終期設定	有 無	24 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	区内の障がい者の地域生活の拠点として、区内に日中活動場所と生活場所となる施設を誘致するため、国有地を購入し、その土地に施設建設及び運営を一体的に行う法人を公募して障がい者施設を誘致することにより、障がい者の地域生活の拠点の整備を行い、地域生活の支援を行う。				
対象者等	【公募対象】 施設建設及び運営を行う社会福祉法人 施設運営は社会福祉法に規定する第1種社会福祉事業であるため。				
内容	<p>1 用地概要 所在・地番 荒川区町屋六丁目1690番2 用地面積 743.86㎡ 建ぺい率 80% 容積率 300% 建設可能面積 2,231.58㎡ 用地貸付 事業者選定後、事業予定者に当該用地を貸し付ける。</p> <p>2 施設概要（想定施設） 日中活動場所 生活介護・地域活動支援センター等 生活場所 施設入所支援・グループホーム・ケアホーム その他 短期入所等</p> <p>3 事業者選定（公募） 施設建設及び運営する事業者（社会福祉法人）を公募する。公募に当たっては、外部委員を含めた評価委員会を設置し、提案評価型による選定。</p>				
経過	平成20年度	用地取得 事業者公募・選定			
	平成21～22年度	施設設計、計画通知、各種調整			
	平成23～24年度	建設工事・開設			
必要性	区内における障がい者の地域生活の拠点としての一体的な施設は、障がい者の地域生活を促進する上で重要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	評価委員会事務局運営（募集要項作成、公募受付、委員会運営等）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額							332,113	
決算額（20年度は見込み）							332,113	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	332,113	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	332,113	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					評価委員謝礼	220
	需用費					委員会食糧費	2
	公有財産購入費					用地取得費	331,891

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	事業進捗率（％）	-	-	-	10	40	作業済工程 / 全工程
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>区としての建設費補助の必要性の検討 区の障がい者計画等における地域生活支援との関係</p>
他区の実況	<p>（実施 2 区 未実施 区） （20年度）台東区：（仮称）清川二丁目福祉施設整備...障がい者支援施設整備 （19年度）北 区：知的障害者ケアホーム整備 ...ケアホーム整備 その他：目黒区、墨田区は20年度で区が整備を行う。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	障がい者施設建設に係る国及び都補助制度の交付申請に関する、事業予定者に対する助言・支援	事業の円滑な展開、事業の進捗状況の把握
	障がい者計画及び障害福祉計画との関連性の確立	障がい者の地域生活支援の中長期的な計画の実施
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らせるための施設整備に取り組む必要がある

議（要旨）	<p>議（要旨）</p>
-------	--------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	小規模通所授産施設等に対する就労支援促進補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	小規模通所授産施設等に対する就労支援促進補助（56-95-30-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	荒川区障害者小規模通所授産施設等就労促進支援事業補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	区内の小規模通所授産施設や心身障がい者（児）通所訓練施設等において、通所者の一般就労に向けての訓練・作業等のため専門指導員の配置や施設整備を行った際に、その費用の一部を補助し、施設から一般就労への移行の円滑化を図る。				
対象者等	区内の小規模通所授産施設、心身障害者（児）通所訓練施設及び共同作業所（計9箇所）				
内容	<p>【事業内容】 区内の小規模通所授産施設等において、通所者の一般就労に向けての訓練・作業等のため、専門相談員の配置や施設整備を行った際に、その費用の一部を補助する。</p> <p>【補助】 ・補助率 1 / 2 ・補助上限 1施設あたり1,000,000円 / 年</p> <p>【補助内容】 専門指導員の配置 ... 一般就労に向けた専門指導員配置に係る人件費 施設整備 ... 訓練・作業のために要する施設整備や備品整備の費用</p> <p>【補助期間】 毎年就労状況を確認し、補助対象を選定する。3カ年で事業継続判断を要する。</p>				
経過	平成18年7月 事業開始				
必要性	通所者が作業所等において就労に向けた訓練をすることは、障がい者の一般就労を促進する上で必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 補助対象の審査・決定				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）						
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額					6,080	6,080	2,000
決算額（20年度は見込み）					468	0	2,000
人件費					854	427	
【事務分担量】（%）					10	5	
合計（+）	0	0	0	0	1,322	427	2,000
国（特定財源）							
都（特定財源）					234		
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	1,088	427	2,000
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
補助施設					1	0	2

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	19負担金補助及び交付金	就労促進補助	468		0	就労促進補助	2,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	補助施設数	-	1	0	2	9	補助施設実績
	就労移行人数	-	0	0	1	5	福祉的就労から一般就労した利用者数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	作業所等利用者の一般就労への意欲が乏しいため、福祉的就労から一般就労への移行が難しい。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 22 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
作業所等に一般就労に向けた専門指導員の配置や訓練用備品の設置を促進する。	作業所の利用者や指導員の就労に対する意識を改革し、作業以外の一般就労に向けた訓練をすることにより、就労への自信と意欲の向上を図れる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要質問旨）	18年二定 「障がい者就労の支援策等の方向性・内容について」
----------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運営費補助	2,023	運営費補助	2,023	運営費補助	2,056

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用者数（延べ数）	72	72	72	72	72	各月利用者数 × 12月
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 葛飾区H14.3 1所7人社福 江東区H14.4、H14.7 2所10人NPO

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 （要 質 問 旨 問 状）	13年一定 「重度知的障がい者グループホームの早期開設について」
------------------------------------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	重度身体障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	重度身体障害者グループホーム費（56-98-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対して、運営を支援する。				
対象者等	下記のすべての要件に該当する者を入居者とする、グループホームを設置する民間法人。 身体障害者手帳の等級が2級以上の者で 区内在住の者、 18歳以上の者、 入浴、炊事、食事等に全介助又は一部介助を要する者、 常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者				
内容	重度身体障がい者グループホームの運営費補助 1 補助内容 グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。 2 補助方式 1 施設当りの年額を定めて補助する。（定員：5名 職員数：管理人1名、介助人2名以上） 1 施設あたり年額14,638千円運営費補助 居室維持管理費補助金 荒川区内からの入居者1人につき月額24,000円分を法人に補助（法人は家賃予定額から同額を減額） 5人×24,000円×12月 = 1,440,000円（年額）				
経過	特定非営利活動法人あふネット 平成17年12月 施設予定地を決定 平成18年 1月 東京都へ建設事業補助金（2,000万円補助）交付申請 平成18年 4月 許可内示決定 平成18年 6月 建設着工 平成18年 12月 竣工 平成19年 1月 事業開始				
必要性	重度身体障がい者の地域での自立生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人に補助を行う。 設置者：特定非営利活動法人あふネット				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額			8,575	13,281	7,332	16,104	16,078	
決算額（20年度は見込み）			0	0	3,995	16,078	16,078	
人件費				862	427	854		
【事務分担量】（%）				10	5	10		
合計（+）	0	0	0	862	4,422	16,932	16,078	
国（特定財源）								
都（特定財源）					1,829			
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	862	2,593	16,932	16,078	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	入居者数					5	5	5
	居室維持管理費補助対象者数					5	5	5

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補	事業運営費	3,659	事業運営費	14,638	事業運営費	14,638
	助及び交	居室維持管理費	336	居室維持管理費	1,440	居室維持管理費	1,440
	付金						

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	入居者延べ数	-	14	60	60	-	各月の入居者数×実施月数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区） 台東区：計2所 5人 社会福祉法人立（H13.4） 4人 NPO法人立（H15.4） 新宿区：1所10人 社会福祉法人立（H13.10） 足立区：1所5人 区立民営（H14.4） 世田谷区：1所5人 NPO法人立（H15.4）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	児童デイサービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	多田 理子	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	児童デイサービス事業費（57-24-30-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	48年度	根拠	障害者自立支援法第5条第7項
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	運動発達や精神発達の遅れ等、障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その身体及び精神の状況並びに養育環境に応じた適切なサービスを提供し、心身の発達を促し、当該乳幼児の日常生活能力の向上・基本的生活習慣の取得・集団生活への適応等を支援する。				
対象者等	原則、荒川区内に住む発達になんらかの問題を持つ就学前の乳幼児				
内容	児童デイサービス 母子療育 母子分離療育 保育園児等の療育 訓練療育 セラピープログラム 余暇活動等支援	定員 午前：20名 午後：20名 発達に問題を抱えた乳幼児に対して早期療育を行う。 在宅児、保育園・幼稚園在籍児に対して、発達段階に合わせた小集団指導を行う。 保育園・幼稚園在籍児に対して、課題中心の小集団指導を行う。 機能訓練、言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 情緒面や行動面、対人関係などに問題を抱える乳幼児に対して、講師による専門的な指導を行う。			
経過	昭和48年6月 心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 平成15年4月 幼児訓練・療育事業を障害者支援費制度の児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を1/2に軽減） 平成18年4月 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を3%に軽減） 平成19年4月 利用者負担額を無料とする。				
必要性	利用児の低年齢化、障がいの多様化、保育園・幼稚園併用児の増加等が顕著である。それに伴い、障がい受容をはじめ育児の不安を抱えた両親への支援や障がい特性に応じた個別プログラムに基づく療育の展開が求められている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 通所により、福祉・心理・理学療法士・作業療法士・聴覚言語障がい指導員等により、個別プログラムに基づき療育活動を実施。また、保健所、保育園、幼稚園、教育センター、特別支援教育機関との連携により、支援している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,892	2,175	2,112	2,090	2,086	2,086	2,194	
決算額（20年度は見込み）	1,413	2,027	1,862	1,501	1,375	1,365	2,194	
人件費				70,245	64,904	74,297		
【事務分担量】（%）				915	860	920		
合計（+）	1,413	2,027	1,862	71,746	66,279	75,662	2,194	
国（特定財源）								
都（特定財源）	10,231							
その他（特定財源）		13,018	15,262	13,540	14,720	15,257	15,650	
一般財源	-8,818	-10,991	-13,400	58,206	51,559	60,405	-13,456	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
年間延べ利用者数	3,239	3,815	4,053	3,634	3,574	3,122	3,573	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	指導業務臨時職員雇上	0	指導業務臨時職員雇	0	指導業務臨時職員雇	605
	報償費	講師謝礼	810	講師謝礼	810	講師謝礼	918
	需用費	賄費等	363	賄費等	357	賄費等	432
	役務費	ピアノ調律	38	ピアノ調律	38	ピアノ調律	38
	使用料	プール使用料等	164	プール使用料等	160	プール使用料等	201

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	年間延べ利用者数	3,634	3,574	3,122	3,443	3700	20年度、過去3ヵ年平均 22年度目標、過去3ヵ年最大値
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの多様化、発達障がい児（自閉・アスペルガー症候群・ADHD・学習障がい等）に対応できる指導職員の能力の向上 ・家族・家庭支援の充実 ・発達障がい児支援の動向に留意しながら、地域の療育機関として事業の充実を図る。
他区の実況	（実施 12 区 未実施 10 区） 民営7箇所、法外3箇所

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
発達障がい児支援の動向に留意しながら、地域の療育機関として事業の充実を図る。	発達障がい児の早期療育の充実により、その障がいに対する理解・障がいの軽減が図れる。
インターネット等の普及により、保護者の障がいに関する知識が豊富になっている。反面、その知識が、子育てに十分に生かされていない。保護者とのコミュニケーションを密にし、育児技術の向上に努める。	保護者が、自信をもって子育てに取り組むことができる。
特別支援教育の本格実施に伴い、保健所をはじめとした関係機関との連携を強化し、発達障がいの早期発見・早期支援体制を確立する。	就学前の乳幼児に対する地域の療育機関として、事業の充実が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	移転後の施設で事業の充実を図る

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障害者地域自立生活支援センター	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石垣 恵子	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者地域自立生活支援センター事業費（57-24-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	障害者地域自立生活支援センター事業運営要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める為の支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。				
対象者等	荒川区において生活支援を必要とする身体及び知的障がい者とその家族。				
内容	<p>ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の利用援助。 社会資源を活用するための支援 社会性活力を高めるための支援：社会性活力を高めるために自立生活支援セミナーを実施する。 ピアカウンセリング：障がい者自身がカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を実施する。 専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、身体障害者更生相談、ハローワーク、「障がい児（者）地域療育等支援事業」及び「精神障害者地域支援事業」の実施主体、医療機関ならびに保健所等機関を紹介する。</p>				
経過	<p>「障がい者地域自立生活支援センター事業」は、東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年度から始めた事業である。 平成13年2月、ピアカウンセリング事業実施。 平成13年度4月実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示）を整備。</p>				
必要性	<p>障害者自立支援法は、障がい者が地域で自立して生活することを目的としている。本事業は、その目的としている。本事業は、その目的を達成する為に不可欠な事業であり、今後はさらなる事業の拡大が求められるものである。</p>				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 当該事業は、現在実施している心身障害者福祉センター相談事業に、当事者相談、生活支援相談、生活支援セミナーの開催を付加している。夜間や休日等、利用者時間を配慮し、専従の常勤職員1名と専用の相談室を設ける。相談は、直接来所または電話、FAXにて受け付ける。関係機関と調整した場合は、直接、関係機関から相談者に回答する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,828	3,748	3,637	3,610	3,153	3,546	3,552	
決算額（20年度は見込み）	1,507	3,178	3,368	3,070	2,622	2,846	3,552	
人件費				2,155	1,708	1,708		
【事務分担量】（%）				25	20	20		
合計（+）	1,507	3,178	3,368	5,225	4,330	4,554	3,552	
国（特定財源）								
都（特定財源）	11,250							
その他（特定財源）								
一般財源	-9,743	3,178	3,368	5,225	4,330	4,554	3,552	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
ピアカウンセリング	74	44	60	43	35	26	34	
自立支援セミナー開催回数	21	21	20	23	22	17	21	
セミナー参加人員	255	320	313	289	356	283	308	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報酬共済	非常勤当事者相談員	2,146	非常勤当事者相談員	2,556	非常勤当事者相談員	2,995
	報償費	セミナー講師謝礼	287	セミナー講師謝礼	156	セミナー講師謝礼	396
	需用費	消耗品費等	115	消耗品費等	76	消耗品費等	102
	役務費	インターネット使用	72	インターネット使用	54	インターネット使用	55
	旅費	旅費	2	旅費	4	旅費	7

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	ピアカウンセリング	43件	48件	26件	34件	35件	-
	自立支援セミナー開催回数	23回	22回	17回	21回	22回	-
	自立支援セミナー延べ参加者数	289人	356人	283人	308人	350人	-

（問題点・課題分析）	<p>・障がい者自身が中心になった活動は、ピアカウンセリングだけの状況である。自立生活に向け中途障害者の保護的な雇用の場の確保や、自立生活が体験できる場を確保するなど、障がい者自身の自立への意欲につながる支援が必要。</p>
他区の実況	（ 実施 17 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
今までリハビリは機能訓練と同義語の感が強い、今後は生活をより豊かにする社会的なりハビリの視点にたった支援を検討する。	当事者の生活全体からの充実が図れる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	移転後の施設で事業の充実を図る

況（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	心障センター移転改修工事	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	向田 勝人	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	心障センター移転改修工事費 (57-36-10-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	
終期設定	有	無	20年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	特別支援学校等の卒業者の増加に対応するため、心身障害者福祉センターの直営部分を旧保健所1階部分に移転し事業の充実を図る。また、移転後の空きスペースを活用し、荒川生活実習所及び同福祉作業所の定員を拡大する。				
対象者等	区内在住の障がい児・者				
内容	<p>1 事業内容 相談事業 心身障がいに関わる相談に応じて、地域での自立生活を支援する。 当事者相談、自立支援セミナーの開催等 児童デイサービス事業 障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、心身の成長・発達を援助する。 特に、発達障がい児（ADHD,LD,自閉症等）に対する早期療育に取組み、関係機関との連携を強化する。 機能訓練事業 身体に障がいをもつ人を対象に機能回復訓練、社会適応訓練等を実施し、自立した生活が営めるよう支援する。</p> <p>2 施設の概要 所在地 荒川区荒川一丁目53番20号（旧荒川保健所1階） 延べ床面積 682.01㎡ 施設内容 ホール、療育室1～3、視覚訓練室、理学・作業療法室、健康相談室、心理相談室、遊戯室、だれでもトイレ、幼児用トイレ、事務室等 工事期間 平成20年3月～12月 事業開始 平成21年2月</p>				
経過	平成18年12月 4日 旧保健所施設の活用方針決定 平成19年 8月27日 庁議説明 平成19年 9月 5日 福祉・区民生活委員会報告 近隣住民説明会（7月6日、1月22日、3月26日）及び利用者説明会実施 平成20年 第1回定例会議決				
必要性	特別支援学校等の卒業者の増加に対応するため施設整備と心障センター事業の充実のため				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額						70,801	110,639	
決算額（20年度は見込み）						70,305	105,616	
人件費						0		
【事務分担量】（%）						0		
合計（+）	0	0	0	0	0	70,305	105,616	
国（特定財源）								
都（特定財源）						36,924	23,076	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	33,381	82,540	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	工事費			給排水衛生設備改修	7,921	給排水衛生設備改修	11,961
				空調設備改修	10,733	空調設備改修	16,123
				電気設備改修	13,587	電気設備改修	20,411
				建物改修	38,064	建物改修	57,121

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
センター移転（直営部分）に伴い、現施設の空きスペースを活用し、特別支援学校等の卒業生の受け入れを行う。荒川生活実習所（27名から40名へ）、荒川福祉作業所（48名から55名へ）	特別支援学校等の卒業者の日中活動の場が確保され、地域での自立生活が可能となる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	継続	平成21年度移転予定

議会議況（要旨）	
----------	--